

# 野田市育英資金利用者募集

野田市教育委員会では、勉強する意欲があるにもかかわらず、経済上の理由で進学や就学が困難な方を対象に、育英(就学)資金の貸付けを無利息で行っています。

## 1 実施主体

野田市教育委員会

## 2 対象者及び貸付額

大学又は専修学校（専門課程）に在学（入学）する方 月額15,000円

## 3 貸付期間

在学又は入学する学校の正規の修業期間

## 4 貸付基準

出身校長又は在学する学校の長が適当と認め推薦した者のうち、次のいずれにも該当する方

- (1) 1年以上市内に住所のある者
- (2) 学術優秀、品行方正、身体強健な者
- (3) 経済的理由（注）により、学費等の支払いが困難な世帯の子弟

（注）本人の生計を維持する者の年間収入額が野田市育英資金貸与条例施行規則に規定する収入基準以下であること。

### ○収入・所得の上限額の目安（4人世帯の場合）

| 給与所得者の世帯  | 給与所得者以外の場合 |
|-----------|------------|
| 803万円（収入） | 552万円（所得）  |

※上記金額は、世帯人員、就学者の有無によって異なります。

※独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金第一種と同条件です。

## 5 返済方法

卒業後5年以内に返済（無利息）

※疾病その他の理由で返済が困難な場合は、償還の猶予が可能です。

## 6 提出書類

- (1) 育英資金貸与願書
- (2) 推薦書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 家庭状況報告書
- (5) 所得を証明する書類（源泉徴収票、税申告書の写し等）

## 7 願書等の配付および受付

令和7年3月3日（月）から3月31日（月）まで、市役所7階の学校教育課窓口で行います。（土、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

## 8 備 考

- (1) 市内に居住し、独立の生計を営む成年者1名の保証人が必要です。
- (2) 書類提出後、別途指定日に本人との面談を行います。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構等他の奨学金制度との併用可

## 9 問 合 せ

野田市教育委員会 学校教育課 学務係 Tel04-7125-1111（内線）2624・2989